

## 県管理河川における管理者不明橋に関する調査について

### 1 要旨・目的

管理者不明橋は、老朽化による事故や災害による破損など、河川管理上の支障となるおそれがあることから、次により調査を実施する。

### 2 現状・背景

河川法により許可を受けた橋梁の管理者は、同法第15条の2により、工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならないとされている。

管理者不明橋は、国や自治体が定める基準によることなく設計、建造された可能性がある上、老朽化しても補修工事の責任を負う主体が分からないことから適切な管理を行わせることが困難である。

※ 河川工事により必要が生じた許可工作物の工事における費用負担のあり方等に係る会計検査院からの指摘を受けて、国土交通省から、平成27年10月に各都道府県等に対し、河川区域内における管理者不明の工作物の把握を促す通知があったものである。

### 3 概要

#### (1) 対象者

—

#### (2) 実施内容

##### ア 位置の特定

県管理河川における全ての橋梁について、河川台帳附図、国土地理院地図等のデータを用いて位置を特定する。(本年3月まで)

##### イ 管理者の確認

位置を特定した橋梁について、道路の路線図、河川法による占用許可データ等と照合し、管理者を確認する。(本年3月以降、出水期(6月中旬)まで)

#### (3) 今後の対応

ア 設置者又は管理者の調査を詳細に行った結果、設置者又は管理者が判明し、許可基準に適合するものは、占用許可申請を求める。

イ 設置者又は管理者が不明で河川管理上支障を及ぼすおそれ大きいものについては、河川法に基づく簡易代執行による撤去を検討する。